

（厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数の一部改正

）

第三十九条 厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数

（平成十八年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次の表のように改正する。

名 冊 後	名 冊 前
<p>別表第一</p> <p>1 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本サービス費（1日につき） 84単位 注1・2（略）</p> <p>2 訪問介護</p> <p>イ 身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間15分未満の場合 94単位</p> <p>(2) 所要時間15分以上30分未満の場合 189単位</p> <p>(3) 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 256単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに85単位を加算した単位数</p> <p>(4) 所要時間1時間30分以上の場合 548単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに36単位を加算した単位数</p> <p>ロ 生活援助が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間15分未満の場合 48単位</p> <p>(2) 所要時間15分以上1時間未満の場合 94単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに48単位を加算した単位数</p> <p>(3) 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 214単位</p> <p>(4) 所要時間1時間15分以上の場合 256単位</p> <p>ハ、通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 85単位</p> <p>注1～4（略）</p> <p>3 訪問入浴介護</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 訪問入浴介護費のイの注1から注10まで及びロからチまでに</p>	<p>別表第一</p> <p>1 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本サービス費（1日につき） 83単位 注1・2（略）</p> <p>2 訪問介護</p> <p>イ 身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間15分未満の場合 96単位</p> <p>(2) 所要時間15分以上30分未満の場合 193単位</p> <p>(3) 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 262単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに87単位を加算した単位数</p> <p>(4) 所要時間1時間30分以上の場合 561単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに37単位を加算した単位数</p> <p>ロ 生活援助が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間15分未満の場合 49単位</p> <p>(2) 所要時間15分以上1時間未満の場合 96単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに49単位を加算した単位数</p> <p>(3) 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 219単位</p> <p>(4) 所要時間1時間15分以上の場合 262単位</p> <p>ハ、通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 87単位</p> <p>注1～4（略）</p> <p>3 訪問入浴介護</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 訪問入浴介護費のイの注1から注8まで及びロからトまでに</p>

については、適用しない。

4・5 (略)

6 指定通所介護

イ・ロ (略)

ハ イ及びロについては、通所介護費のイからハまでの注1から注24まで及びニからトまでについては、適用しない。

7 (略)

8 指定福祉用具貸与 (1月につき)

イ (略)

ロ 指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注1から注5まで及び注7については、適用しない。

9 指定地域密着型通所介護

イ～ハ (略)

ニ イからハまでについては、地域密着型通所介護費のイからハまでの注1から注26まで、注28及び注29並びにニからトまでについては、適用しない。

10 指定認知症対応型通所介護

イ・ロ (略)

ハ 認知症対応型通所介護費のイ及びロの注1から注20まで並びにハからヘまでについては、適用しない。

別表第二

1 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護基本サービス費 (1日につき) 57単位

注1・2 (略)

2 指定訪問介護 (1月につき)

利用者に対して、指定訪問介護に係る受託介護予防サービス事業者 (指定介護予防サービス基準第253条に規定する受託介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。) の訪問介護員等が、指定訪問介護を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

については、適用しない。

4・5 (略)

6 指定通所介護

イ・ロ (略)

ハ イ及びロについては、通所介護費のイからハまでの注1から注22まで及びニからトまでについては、適用しない。

7 (略)

8 指定福祉用具貸与 (1月につき)

イ (略)

ロ 指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注1から注3まで及び注5については、適用しない。

9 指定地域密着型通所介護

イ～ハ (略)

ニ イからハまでについては、地域密着型通所介護費のイ及びロの注1から注22まで、注24及び注25並びにハからヘまでについては、適用しない。

10 指定認知症対応型通所介護

イ・ロ (略)

ハ 認知症対応型通所介護費のイ及びロの注1から注18まで並びにハからヘまでについては、適用しない。

別表第二

1 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護基本サービス費 (1日につき) 56単位

注1・2 (略)

2 指定訪問介護 (1月につき)

利用者に対して、指定訪問介護に係る受託介護予防サービス事業者 (指定介護予防サービス基準第253条に規定する受託介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。) の訪問介護員等が、指定訪問介護を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

	(1) 1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者	1,032単位
	(2) 1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者	2,066単位
	(3) (2)に掲げる回数の程度を超える訪問介護が必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。）	3,277単位
3	指定通所介護（1月につき）	
	利用者に対して、指定通所介護に係る受託介護予防サービス事業者が、施設基準第5号イ(2)に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所において、指定通所介護を行った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。	
	(1) 要支援1	1,511単位
	(2) 要支援2	3,099単位
4	指定介護予防訪問入浴介護	
	イ (略)	
	ロ 介護予防訪問入浴介護費のイの注1から注10まで及びロからトまでについては、適用しない。	
	5～7 (略)	
8	指定介護予防福祉用具貸与（1月につき）	
	イ (略)	
	ロ 介護予防福祉用具貸与費の注1から注5まで及び注7については、適用しない。	
9	指定介護予防認知症対応型通所介護	
	イ・ロ (略)	
	ハ 介護予防認知症対応型通所介護費のイ及びロの注10の個別機能訓練を行った場合は、個別機能訓練加算として、1日につき24単位を加算する。	
	(1) 1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者	1,057単位
	(2) 1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者	2,115単位
	(3) (2)に掲げる回数の程度を超える訪問介護が必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。）	3,355単位
3	指定通所介護（1月につき）	
	利用者に対して、指定通所介護に係る受託介護予防サービス事業者が、施設基準第5号イ(2)に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所において、指定通所介護を行った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。	
	(1) 要支援1	1,504単位
	(2) 要支援2	3,084単位
4	指定介護予防訪問入浴介護	
	イ (略)	
	ロ 介護予防訪問入浴介護費のイの注1から注8まで及びロからトまでについては、適用しない。	
	5～7 (略)	
8	指定介護予防福祉用具貸与（1月につき）	
	イ (略)	
	ロ 介護予防福祉用具貸与費の注1から注3まで及び注5については、適用しない。	
9	指定介護予防認知症対応型通所介護	
	イ・ロ (略)	
	ハ 介護予防認知症対応型通所介護費の注8の個別機能訓練を行った場合は、個別機能訓練加算として、1日につき24単位を加算する。	

<p>ニ 介護予防認知症対応型通所介護費のイ及びロの注13の栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、1月につき180単位を加算する。</p> <p>ホ 介護予防認知症対応型通所介護費のイ及びロの注15の口腔機能向上サービスを行った場合は、口腔機能向上加算として、1月につき135単位を加算する。</p> <p>ヘ イからホまでについては、介護予防認知症対応型通所介護費のイ及びロの注1から注19まで並びにハからヘまでについては、適用しない。</p> <p>10・11 (略)</p>	<p>ニ 介護予防認知症対応型通所介護費の注11の栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、1月につき180単位を加算する。</p> <p>ホ 介護予防認知症対応型通所介護費の注13の口腔機能向上サービスを行った場合は、口腔機能向上加算として、1月につき135単位を加算する。</p> <p>ヘ イからホまでについては、介護予防認知症対応型通所介護費のイ及びロの注1から注17まで並びにハからヘまでについては、適用しない。</p> <p>10・11 (略)</p>
---	---